

ことが適当であるとの意見がある一方、世代間の公平の観点や、最終保険料率を低くするためにも、保険料を早めに前倒しで引き上げるべきとの意見があった。

なお、保険料負担については、企業活力の維持や経済活性化のため安易に引き上げるべきでなく、慎重に検討すべきであるとの意見があった。

また、保険料の凍結解除は基礎年金の国庫負担割合の引上げと同時とすべきであるとの意見、また、前回の財政再計算では、その際保険料は一旦引き下げる等の試算が示されたことを踏まえて検討すべきとの意見があった。

これに対し、このような保険料引上げの先送りは、後の世代の負担を高め、世代間の負担の格差を拡大するとの意見があった。

- 厚生年金の保険料負担の上限については、前回改正で設定された最終保険料の水準や今回の有識者調査の結果から、最終保険料水準を年収の20%程度とすることが適当との意見、最終保険料率20%程度であればヨーロッパ諸国と比較しても妥当な水準であるとの意見があった。

一方、最終保険料率20%は高すぎるとする次のような意見があった。

国際競争の観点からは保険料率だけでなく退職金、法定外福利費なども含めた総労務コストで検討すべきであるとの意見、保険料率については現行の13.58%を極力上回らない水準で長期間固定すべきであるとの意見、また、負担の上限を考える場合には、給付水準の見直し、基礎年金の税方式への移行等についても道筋を明確にすべきであるとの意見があった。

これに対し、保険料率を現行水準で固定した場合は給付水準を大きく下げる必要が生じるとの指摘があった。

また、基礎年金の税方式化などにより15%程度の保険料率で現行の給付水準の維持は可能との意見もあった。これに対し、税方式化して保険料は抑制できても租税負担は上昇することを考慮すべきであるとの意見があった。

(2) 給付と負担の見直し方法

<給付と負担の見直し方法>

- 年金制度の将来にわたる財政の均衡をみる場合、給付と負担の関係は、想定した人口構造や賃金をはじめとする経済状況などの社会経済情勢

に変動が生じた場合、その変動に応じて変化する。

このような社会経済情勢の変動に対して、これまでは5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通し等の変化を踏まえて、給付内容や将来の保険料水準を見直してきたが、その結果として、若い世代にとっては将来の給付水準も保険料水準も不透明なものとなり、年金制度に対する不安につながっているとの意見が強まっている。

- 最終的な保険料水準に向けて、保険料は適切に引き上げていかざるを得ないが、年金制度をめぐるこのような現状を踏まえれば、世代間の負担の公平の観点や現役世代の負担についての不安を解消するためには、最終的な保険料水準を法律上も明示し、負担の限度を明確に示すべきである。

このように最終的な保険料水準を法定し、その上で、少子化等の社会経済情勢の変動の状況、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組み、すなわち、保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組み（以下「保険料水準固定方式」）を導入することが適当である。保険料水準固定方式は、経済の活性化等に努めたり、少子化の流れが改善されれば、給付は高く維持できるという国民全体の社会経済の力を向上させる意欲につながる仕組みを制度自体に組み込むものであり、望ましいものである。

一方、保険料水準固定方式で負担は明示されても、年金水準が裁定時まで分からない、さらに、今の少子化の流れが変わらなければ給付水準は下がるという点で、若い世代の不信感は払拭できず、高まるおそれもあり、保険料水準固定方式は導入すべきではないとの意見があった。

<マクロ経済スライド>

- 保険料水準固定方式における給付水準の自動調整の具体的な方法については、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしての公的年金は個々人の高齢期の生活設計に組み込まれており、その役割を踏まえれば、給付水準が急激に調整される方法は適当でない。現役世代全体の保険料負担能力とバランスのとれた給付水準とするという観点や、国民生活に急激な影響を及ぼさないよう時間をかけて緩やかに調整していくという観点から、年金改定率（スライド率）の調整を基本とすることが適当である。

賦課方式を基本とした社会保険方式を採る年金制度は、現役世代を中

心として社会全体が生み出す所得や賃金の一部を保険料負担として求め、これを年金給付に充てる仕組みである。従来、厚生年金は、年金を支える被保険者の一人当たり賃金の伸び率に応じて給付水準が改定されてきたが、給付水準の自動調整の具体的な方法としては、賃金や労働力人口といった社会全体の保険料負担能力（支える力）の伸びに見合うよう年金改定率（スライド率）を調整する方法（マクロ経済スライド）とすることが適当である。

マクロ経済スライドは、制度改正後速やかに適用を始め、最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間（スライド特例期間）適用し、その後は現行の年金改定方法に復帰することとなる。

一方、マクロ経済スライドは、少子化の進行で給付水準が低下し、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしての年金の役割が損なわれるおそれがあり、低額の年金や障害年金なども一律に調整するものであり、導入すべきでなく、基礎年金への税方式の導入を前提として、基礎年金と厚生年金をあわせた給付水準は、可処分所得スライドを復活し、現状の水準を実質的に維持すべきであるとの意見があった。

<実績準拠法と将来見通し平均化法>

- マクロ経済スライドによる調整の具体的方法としては、一人当たり賃金の伸び率から、労働力人口等の減少率（スライド調整率）を減じて行う方法（例：新規裁定者の年金改定率＝1人当たり賃金の伸び率－労働力人口の減少率）が考えられる。
- その際、少子化による労働力人口（被保険者数）の減少等が社会全体の賃金総額等の実績に現に反映され始めたときに、それに応じて自動的に給付水準を調整する方法（実績準拠法）が、将来予測の変動に左右されない点でより望ましい（例えば労働力人口の見通しによれば、2025年までは平均で毎年0.3%程度、2025年から2050年までは平均で毎年1.18%程度の調整率と見込まれる）。

その場合にも、給付調整に時間をかけすぎると、より将来の世代に給付削減のしわ寄せが生じることから、実績を踏まえながらも、それに平均余命の伸び等を加味（例えば将来推計人口によれば、2000年から2025年の65歳の平均余命の伸び率の平均値である0.36%を加えてスライド率を調整）したできるだけ早期の調整方法とするよう検討

すべきである。

- また、実績ではなく少子化による労働力人口（被保険者数）の見通し等、将来に向けての変動の見通しを踏まえて、その長期間の見通しの平均をあらかじめ織り込んで自動的に給付水準を調整する方法（将来見通し平均化法。例えば労働力人口の見通しにより2050年までの平均を織り込んだ場合には、毎年0.65%程度の調整率と見込まれる。）により、給付水準の適正化を前倒しすべきであるとの意見があった。

＜年金改定率の下限、裁定後の年金の給付水準の調整＞

- マクロ経済スライドによる調整は、①一人当たり賃金や物価が上昇する場合に行うものとし、②一人当たり賃金や物価が下落する場合には、通常の賃金再評価、物価スライドによる年金改定を行うものとすることが考えられる。

マクロ経済スライドによる調整を行う場合、年金改定率の下限について、名目年金額下限型と物価下限型の二つの方法が考えられる。

また、下限を設けず調整すべきであるとの意見もあった。

（名目年金額下限型）

- ・ 一人当たり賃金や物価が上昇しているが、その上昇率よりスライド調整率が大きく、そのままスライド調整を行うと前年度の名目年金額を下回る場合（例えば、物価上昇率が0.2%で、スライド調整率が0.3%の場合）、前年度の名目年金額を維持する方法（マイナス0.1%の年金改定とせず、年金改定率をゼロにとどめる。）

（物価下限型）

- ・ 一人当たり賃金や物価が上昇しているが、通常の賃金再評価、物価スライドによる年金改定率からスライド調整率を減じると、物価スライドによる年金改定率を下回ることとなる場合（例えば、名目賃金上昇率が1.0%、物価上昇率が0.8%で、スライド調整率が0.3%の場合）、物価上昇率により改定する方法（新規裁定者の年金については0.7%の年金改定とせず、また、裁定後の年金については0.5%の年金改定とせず、いずれも年金改定率を0.8%とする。）

裁定後の年金は物価の変動率で改定されているが、物価下限型では、裁定後の年金の改定率には全く影響がないこととなり、保険料水準固定方式による給付水準調整は裁定後の年金には及ばないこととなる。世代間の公平の観点からは、全ての世代が痛みを分かち合うことが望ましいことから、裁定後の年金も給付水準の調整対象とすべきであり、物価下限型よりも名目年金額下限型の方が望ましい。

ただし、上記のとおり、名目年金額下限型であれば、このマクロ経済スライドによる調整で、前年度の名目年金額を下回ることはない。

なお、世代間の負担と給付の不公平を解消するためには、年金改定率には下限を設けず、名目年金額を減らすことも検討すべきであるとの意見があった。

<基礎年金の給付水準の調整>

- 基礎年金の給付水準についても、第1号被保険者の定額保険料を負担可能な範囲内に収めるため、調整することはやむを得ない。なお、基礎年金は高齢期の基礎的生活の保障のためのものであり、その給付水準は調整すべきでないとの意見があった。

<給付水準の下限>

- 保険料水準固定方式では、少子化等の社会経済情勢に応じて、給付水準が幅をもって変動することとなる。この場合においても、年金が高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしてふさわしいものであるよう、給付水準の調整には一定の限度（給付水準の下限）を設けるべきである。

なお、持続可能な制度としていくために、下限を設けず調整すべきであるという意見があった。また、マクロ経済スライド導入後において、それにより、給付水準が大きく下がり過ぎるような場合には、制度の総合的見直しが必要との意見があった。

(3) スライド制（賃金再評価、物価スライド）の在り方

<裁定後の年金の物価スライド>

- 裁定後の年金の物価スライドについては、賃金下落率が物価下落率を上回るような状況では、支える側の現役世代の賃金に比べ年金水準が相対的に大きくなってしまうため、それを踏まえた調整をすべきであると

の意見、さらに具体的には、賃金変動率と物価変動率のどちらか低い方に合わせてスライドさせ、賃金・物価の上昇局面についても同様に考えるべきとの意見があった。

なお、賃金変動率と物価変動率のどちらか低い方に合わせてスライドさせた場合、年金水準は現役世代の賃金水準との差がつく一方になることから、人口減少分の調整は別としても、現役世代とのバランスを踏まえて給付水準を考えるべきであるとの意見や、裁定後の年金にも可処分所得スライドを復活させ、現役世代の手取り賃金の伸びを反映した調整を行うべきであるとの意見があった。

(4) 高所得者に対する給付の在り方・年金課税

<高額所得者給付制限>

- 一定以上の高額所得者については給付制限をすべきとの意見があった。これに対しては、同額の保険料を同期間拠出したにもかかわらず、所得・資産によって、給付を制限するのは、拠出に応じた給付の関係という社会保険方式の基本の考え方が損なわれ、保険料拠出意欲を損なうものであり、社会保険制度として問題がある。また、実際にも、現状では、公正な所得調査が現実的に可能かとの問題があると考えられ、慎重な検討が必要である。

<年金課税>

- 現行の公的年金等控除の仕組みは、高齢者を一様に税制上で優遇しており、また、給与所得のある年金受給者にとっては給与所得控除と併せて適用されることになる。このため、世代間・世代内の公平を図る、高齢者も負担を分かち合うという観点から、公的年金等控除を見直し、縮小すべきであり、その場合、年金だけでなく収入全体に応じた適切な税負担の在り方を検討していくことが適当である。なお、公的年金等控除の水準を給与所得控除の水準程度に下げべきとの意見があった。

また、公的年金等控除の見直しに当たっては、高齢者世代は若い世代よりも所得格差が大きいこと、年金だけに頼っている高齢者世帯への配慮が必要である。

このほか、現在非課税の取扱いとなっている遺族年金・障害年金についても、老齢年金と同様、見直しが必要との意見があった。